

一般社団法人日本看護倫理学会 代議員選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第3項に定める代議員選挙について定める。

(代議員の選出)

第2条 代議員は、地区別に選出するものとし、選挙権を有する者は所属地区ごとに定められた定数に応じて代議員を選出する。

地区1. 北海道

地区2. 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島

地区3. 千葉, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉

地区4. 東京

地区5. 山梨, 長野, 新潟, 福井, 富山, 石川

地区6. 神奈川, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重

地区7. 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山

地区8. 島根, 鳥取, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知

地区9. 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄

2 代議員の定数は、次のように定める。

(1) 正会員 20 人に 1 人とし、端数は四捨五入とする。

(2) 正会員数が 1,200 名に達するまでは原則 60 名を選出する。

(3) 地区別の代議員の定数比率は、理事会の決議を経て決定する。

3 定款第5条第7項に基づき、代議員の数が 55 名未満となった場合、直前の代議員選挙の次点者を補欠として補充するものとする。当該次点者が辞退した場合は、次点の者を繰り上げるものとする。

(選挙方法)

第3条 代議員選挙は郵送により行い、投票用紙、投票用紙入れ密封封筒及び返送用封筒を各選挙人に配布し、定められた投票締切日迄に投票を完了するよう文書で徹底周知させる。ただし、有効性と安全性が確保されたと理事会が認めた場合には、選挙方法を電子システムによるものに換えることができる。

2 選挙は、無記名投票により行う。

(選挙権)

第4条 正会員は、選挙権を有する。ただし、選挙人名簿作成時の年度の会費を完納していない正会員は除くものとする。

(被選挙権)

第5条 入会年度を含めて2年以上を経過し、第4条に該当する会員は、被選挙権を有する。

(運営)

第6条 投票は選挙管理委員会（以下「管理委員会」という）が管理する。

- 2 管理委員会は現理事会が正会員の中から委嘱した選挙管理委員3名によって組織する。
- 3 管理委員は互選によって委員長を定める。
- 4 管理委員は、選挙権及び被選挙権を有する。
- 5 管理委員会は、投票の運営の補助のために投票の守秘についての誓約書を交わした補助者を置くことができる。

(選挙期日)

第7条 選挙期日は、管理委員会で決定し、本学会誌掲載その他の方法で告示しなければならない。

(名簿)

第8条 選挙人名簿及び被選挙人名簿は、管理委員会で作成し、理事会の承認を得る。管理委員会は承認済みの被選挙人名簿を、選挙人に公示しなければならない。

(開票)

第9条 開票は管理委員会が行う。

- 2 開票は、本学会誌その他に告示した日までの消印で管理委員会に到着したものについて行う。
- 3 投票の有効無効は、次の通りとする。
 - (1) 正規の投票用紙及び封筒を用いていないものは、無効とする。
 - (2) 返送用封筒に記名のないものは、無効とする。
 - (3) 定められた代議員数を超えて投票したものは、無効とする。
 - (4) 定められた代議員数に満たない場合の投票は、有効とする
 - (5) その他選挙の規程に反するものは、無効とする。

(当選者)

第10条 当選人の決定は、次の通りとする。

- (1) 当選人の決定は、有効投票数の多い順とする。

- (2) 同数の有効投票を得た者については、抽選により決定する。
- (3) 管理委員会は、選出された者にその旨を通知し、承諾を得る。
- (4) 選出された者が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げることとする。

(選挙結果の公開)

第 11 条 管理委員会は、選出された代議員を正会員に告示しなければならない。

(細則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附 則

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

2023 年 6 月 3 日、以下の条文について改正をおこなった。

第 8 条 公示先を正会員から選挙人に変更

第 11 条 告示先を学会誌から正会員に変更

一般社団法人日本看護倫理学会 役員候補者選出規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本看護倫理学会（以下「本学会」とする。）の役員候補者の選出方法について定める。

（役員候補者の選出）

第2条 代議員は、次期役員候補者を選挙により選出する。ただし、連続2期役員として選任されている者は、役員候補者として選出できない。

2 各代議員は5名を投票することにより、理事候補者を選出する。

3 各代議員は1名を投票することにより、監事候補者を選出する。

（選挙方法）

第3条 役員候補者選出選挙は郵送により行い、投票用紙、投票用紙入れ密封封筒及び返送用封筒を各選挙人に配布し、定められた投票締切日迄に投票を完了するよう文書で徹底周知させる。

2 選挙は、無記名投票により行う。

（選挙権）

第4条 選挙人名簿作成時現在の代議員は、選挙権を有する。

（被選挙権）

第5条 選挙人名簿作成時現在の代議員は、被選挙権を有する。

（運営）

第6条 投票は選挙管理委員会（以下「管理委員会」という）が管理する。

2 管理委員会は現理事会が正会員の中から委嘱した選挙管理委員3名によって組織する。

3 管理委員は互選によって委員長を定める。

4 選挙管理委員が代議員として選出された場合は、代わりのものを充てることとする。

（選挙期日）

第7条 選挙期日は、管理委員会で決定し、本学会誌掲載その他の方法で告示しなければならない。

(名簿)

第8条 選挙人名簿及び被選挙人名簿は、管理委員会で作成し、理事会の承認を得る。管理委員会は承認済みの被選挙人名簿を、選挙人に公示しなければならない。

(開票)

第9条 開票は管理委員会が行う。

2 開票は、本学会誌その他に告示した日までの消印で管理委員会に到着したものについて行う。

3 投票の有効無効は、次の通りとする。

- (1) 正規の投票用紙及び封筒を用いていないものは、無効とする。
- (2) 返送用封筒に記名のないものは、無効とする。
- (3) 定められた理事・監事候補者数を超えて投票したものは、無効とする。
- (4) 定められた理事・監事候補者数に満たない場合の投票は、有効とする。
- (5) その他選挙の規程に反するものは、無効とする。

(当選者)

第10条 当選人の決定は、次の通りとする。

- (1) 当選人の決定は、有効投票数の多い順とする。
- (2) 理事候補者、監事候補者の両方に当選した者は、得票数の多いほうの役員候補者として選出し、両方に同数の得票を得た者は、理事候補者として選出する。
- (3) 管理委員会は、選出された者にその旨を通知し、承諾を得る。
- (4) 選出された者が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げることとする。

(理事長候補者の選出)

第11条 当選した理事候補者の互選により、理事長候補者を1名選出する。

(指名理事候補者の選出)

第12条 理事長候補者は第10条の当選者とは別に、正会員のうち2名以内を次期理事候補者（以下「指名理事候補者」とする。）として総会に推薦することができる。

(選挙結果の公開)

第13条 管理委員会は、選出された役員候補者を正会員に告示し、理事会に報告しなければならない。

(細則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附 則

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

2023 年 6 月 3 日、以下の条文について改正をおこなった。

第 8 条 公示先を正会員から選挙人に変更

第 13 条 告示先を学会誌から正会員に変更

第 13 条 「理事会および総会に上程」から「理事会に報告」に変更

第 15 条 改廃決議を理事会から総会に変更

一般社団法人日本看護倫理学会 会費規程

2020年4月1日施行
2025年5月16日改正、2026年4月1日施行

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(会費)

第2条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員

29歳まで 5,000円

30歳から69歳 8,000円

70歳以上 5,000円

学生会員 0円

社会人大学院生 5,000円

賛助会員 1口 50,000円（1口以上とし、複数口も可能とする）

名誉会員 免除

2 理事会が認めた災害の被害を受けた者については、前項の会費を減免することができる。

(会費の納期)

第3条 会員は、毎年4月末までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(細則)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附則

この規程は、2020年4月1日から施行する。
2025年5月16日、以下のように改正を行った。この改正は、2026年4月1日から施行する。

改正前	改定後
(会費) 第2条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。 正会員 10,000 円 学生会員 3,000 円 賛助会員 1 口 50,000 円（1 口以上とし、複数口も可能とする） 名誉会員 免除	(会費) 第2条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。 正会員 29 歳まで 5,000 円 30 歳から 69 歳 8,000 円 70 歳以上 5,000 円 学生会員 0 円 社会人大学院生 5,000 円 賛助会員 1 口 50,000 円（1 口以上とし、複数口も可能とする） 名誉会員 免除

一般社団法人日本看護倫理学会 会員総会規程

（目的）

第1条 この規程は、定款第34条の規定に基づき、会員総会に関し、必要な細則を定めるものとする。

（構成員）

第2条 会員総会は、一般社団法人日本看護倫理学会（以下「本学会」という。）の全ての会員で構成される。

（招集）

第3条 会員総会は、理事長が招集する。総会内容が報告の場合は、会員マイページ等での誌上開催によるものに換えることができる。

（総会内容）

第4条 会員総会では主に以下の事項を行う。

- （1）事業計画及び予算の報告
- （2）事業報告及び決算の報告
- （3）その他

（細則）

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

改 訂

2024年2月4日 第3条に「総会内容が報告の場合は、会員マイページ等での誌上開催によるものに換えることができる。」を追加。

一般社団法人日本看護倫理学会 編集委員会規程

(設置)

第1条 定款第33条に基づき、本会に一般社団法人日本看護倫理学会編集委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第4条（2）による編集事業として、学会誌の編集に関する業務を所管し、学会誌を発行することを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

(委員)

第4条 委員長は理事とし、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 委員は委員長が正会員の中から推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。なお、委員長は、必要に応じて正会員以外を委員として推薦することができる。

3 任期は理事の任期とし、再任を妨げない。

4 委員長は副委員長1名を指名することができる。

5 委員長は、必要に応じて新たな委員を補充することができる。

6 委員長・委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員会)

第5条 本委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席を以て成立する。

3 委員長は、委員3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

4 本委員会の活動は理事会に報告し、審議事項は必要に応じて理事会の承認を得なければならない。

5 委員会の議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載または記録する。

(活動事項)

第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。

(1) 学会誌の企画、編集、発行に関する事項

(2) 投稿手引き等の制定、改廃

(3) 投稿論文等の受付、査読審査および掲載の決定に関する事項

(4) 査読者の選定に関する事項

(5) その他編集委員会が行うのが適当と考えられる事項

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 本規程は、2022年9月24日から施行する。

一般社団法人日本看護倫理学会 広報委員会規程

(設置)

第1条 定款第33条に基づき、本会に一般社団法人日本看護倫理学会編集委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、一般社団法人日本看護倫理学会の活動を会員ならびに国内外へ発信すること、および広報活動にかかわる各部局等との連絡調整、情報収集を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

(委員)

第4条 委員長は理事とし、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 委員は委員長が正会員の中から推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。なお、委員長は、必要に応じて正会員以外を委員として推薦することができる。

3 任期は理事の任期とし、再任を妨げない。

4 委員長は副委員長1名を指名することができる。

5 委員長は、必要に応じて新たな委員を補充することができる。

6 委員長・委員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員会)

第5条 本委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席を以て成立する。

3 委員長は、委員3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

4 本委員会の活動は理事会に報告し、審議事項は必要に応じて理事会の承認を得なければならない。

5 委員会の議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載または記録する。

(活動事項)

第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。

(1) 広報活動に関する基本方針の策定

(2) 公式ウェブサイト等、情報通信システムを利用して行う広報活動の企画・運営

(3) 会員向け広報誌の制作

(4) その他広報活動に関する事項

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 本規程は、2022年9月24日から施行する。

一般社団法人日本看護倫理学会 学術活動推進委員会規程

(設置)

第1条 定款第33条に基づき、本会に一般社団法人日本看護倫理学会学術活動推進委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、学術活動を推進することを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

(委員)

第4条 委員長は理事とし、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 委員は委員長が正会員の中から推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。なお、委員長は、必要に応じて正会員以外を委員として推薦することができる。

3 任期は理事の任期とし、再任を妨げない。

4 委員長は副委員長1名を指名することができる。

5 委員長は、必要に応じて新たな委員を補充することができる。

6 委員長・委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員会)

第5条 本委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席を以て成立する。

3 委員長は、委員3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

4 本委員会の活動は理事会に報告し、審議事項は必要に応じて理事会の承認を得なければならない。

5 委員会の議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載または記録する。

(活動事項)

第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。

(1) 看護倫理学の体系化と実践との融合の促進

(2) 学術活動の推進と実践・教育・研究活動の支援

(3) その他学術活動に関する事業で委員会が必要と認めた事項

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 本規程は、2022年9月24日から施行する。

一般社団法人日本看護倫理学会 臨床倫理ガイドライン検討委員会規程

(設置)

第1条 定款第33条に基づき、本会に一般社団法人日本看護倫理学会臨床倫理ガイドライン検討委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、臨床現場で看護職が倫理問題に取り組み、患者の権利擁護者としての役割を果たしていくために必要なガイドライン(以下「臨床倫理ガイドライン」という。)の立案、およびその改訂と普及啓発活動を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

(委員)

- 第4条 委員長は理事とし、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
- 委員は委員長が正会員の中から推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。なお、委員長は、必要に応じて正会員以外を委員として推薦することができる。
 - 任期は理事の任期とし、再任を妨げない。
 - 委員長は副委員長1名を指名することができる。
 - 委員長は、必要に応じて新たな委員を補充することができる。
 - 委員長・委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員会)

- 第5条 本委員会は委員長が招集し、その議長となる。
- 委員会は、委員の過半数以上の出席を以て成立する。
 - 委員長は、委員3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。
 - 本委員会の活動は理事会に報告し、審議事項は必要に応じて理事会の承認を得なければならない。
 - 委員会の議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載または記録する。

(活動事項)

- 第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。
- (1) 臨床倫理ガイドラインの必要性についての検討
 - (2) 臨床倫理ガイドラインの企画・立案
 - (3) 臨床倫理ガイドラインの普及啓発
 - (4) 臨床倫理ガイドラインの改訂
 - (5) その他、臨床倫理ガイドラインに関する事項

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 本規程は、2022年9月24日から施行する。

一般社団法人日本看護倫理学会 課題検討委員会規程

(設置)

第1条 定款第33条に基づき、本会に一般社団法人日本看護倫理学会課題検討委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、看護職および諸団体が発信する看護倫理の情報収集に努め、課題解決に向けて検討し、諸団体への提言を含めた活動を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

(委員)

- 第4条 委員長は理事とし、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
- 2 委員は委員長が正会員の中から推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。なお、委員長は、必要に応じて正会員以外を委員として推薦することができる。
 - 3 任期は理事の任期とし、再任を妨げない。
 - 4 委員長は副委員長1名を指名することができる。
 - 5 委員長は、必要に応じて新たな委員を補充することができる。
 - 6 委員長・委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員会)

- 第5条 本委員会は委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席を以て成立する。
 - 3 委員長は、委員3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。
 - 4 本委員会の活動は理事会に報告し、審議事項は必要に応じて理事会の承認を得なければならない。
 - 5 委員会の議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載または記録する。

(活動事項)

- 第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。
- (1) 看護職種の倫理的問題についての情報収集と取り組み
 - (2) 看護倫理の課題に関する問題提起と提言
 - (3) 他団体と連携した看護倫理の課題解決
 - (4) その他看護倫理における課題に関する事項

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 本規程は、2022年9月24日から施行する。

一般社団法人日本看護倫理学会
看護倫理カンファレンスファシリテーター養成事業検討委員会規程

2023 年 10 月 29 日施行

(名称)

第 1 条 本委員会は、一般社団法人日本看護倫理学会看護倫理カンファレンスファシリテーター養成事業検討委員会と称する。

(目的)

第 2 条 本委員会は、看護倫理カンファレンスファシリテーターの養成に関する検討を行い、学会会員の能力向上を図るとともに、医療および看護ケアの質向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 看護倫理カンファレンスファシリテーター養成事業
- 二 看護倫理カンファレンスファシリテーターフォローアップ事業
- 三 その他本委員会の目的を達成するための業務

(委員)

第 4 条 本委員会の委員の定数は 6 名以上 10 名以内とする。

- 2 委員のうち 1 名は、担当の業務執行理事をもって充てる。
- 3 前項以外の委員は、理事会が担当の業務執行理事の推薦を経て正会員の中から専任し、理事長が委嘱する。
- 4 委員の任期は 2 年とする。
- 5 委員は、本委員会を組織する。
- 6 委員会には、委員長および副委員長を置く。
- 7 第 2 項に定める委員は、本委員会の委員長となり、副委員長は、委員の互選により選定し、理事長が委嘱する。
- 8 委員長は、本委員会を総理し、副院長は委員長を補佐する。

(委員会の招集)

第 5 条 本委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長が必要と認めた場合には、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。

3 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。

(規定の改廃)

第6条 この規定の改廃は、本委員会および理事会の決議を経て行う。

附則

この規定は令和5年10月29日から施行する。

一般社団法人日本看護倫理学会 研究倫理委員会規程

(設置)

第1条 定款第33条に基づき、本会に一般社団法人日本看護倫理学会研究倫理委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第4条(4)による看護倫理に関する研究活動の支援事業として幅広く研究倫理全般にかかわる事項を所管し、学会員の研究倫理および研究者倫理の普及啓発活動を進めることを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

(委員)

第4条 委員長は理事とし、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 委員は委員長が正会員の中から推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

3 委員長の任期は理事の任期とし、再任を妨げない。

4 委員長は副委員長1名を指名することができる。

5 委員長は、必要に応じて新たな委員を補充することができる。

6 委員長・委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席を以て成立する。

3 委員長は、委員の3分の1以上の要求があったときには、委員会を招集しなければならない。

4 本委員会の活動は理事会に報告し、審議事項は必要に応じて理事会の承認を得なければならない。

5 委員会の議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記録する。

(活動事項)

第6条 委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。

(1) 研究倫理審査委員会の組織や規程の準備

(2) 看護研究における倫理審査ガイドラインの作成（企画・立案・公表と普及）

(3) 学会員の研究倫理および研究者倫理の普及啓発

(4) その他、研究倫理に関し必要なこと

(改廃)

第7条 規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2024年4月20日から施行する。

一般社団法人日本看護倫理学会 研究倫理審査委員会規程

(設置)

第1条 一般社団法人日本看護倫理学会研究倫理委員会規程第6条に基づき、本会に一般社団法人日本看護倫理学会研究倫理審査委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 学会員による人を対象とする研究が、ヘルシンキ宣言等の趣旨に沿い、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省・経済産業省）」ならびに「看護研究における倫理指針（日本看護協会）」を踏まえて、倫理的配慮のもとに行われるものかどうかを審査することを目的とする。

(審査の対象)

第3条 研究倫理審査は、看護倫理に関する研究について、学会員が所属する機関に研究倫理審査組織がない等、やむを得ない理由で倫理審査を受けることができない場合に、申請者が学会員である研究に限って審査対象とする。

(組織)

第4条 本委員会は、委員長1名、委員6名を以て組織する。

(委員)

第5条 委員長は、研究倫理委員会の委員長がこれを兼ねる。

- 2 委員は、委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
- 3 委員は、看護・医学・医療の専門家4名、倫理学・法律学の専門家等の人文・社会科学の有識者1名、一般の立場から意見を述べることのできる者1名の計6名とする。そのうち2名は非学会員とし、男女両性で構成する。
- 4 委員長の任期は理事の任期、委員の任期は委員長の就任と合わせた2年とし、いずれも再任を妨げない。
- 5 委員長は、委員の中から副委員長1名を指名する。
- 6 委員長・委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席を以て成立する。
- 3 委員長は、研究倫理審査の申請があったとき、および委員の3分の1以上の要求があったときには、委員会を招集しなければならない。
- 4 本委員会の活動は理事会に報告し、審議事項は必要に応じて理事会の承認を得なければならない。

- 5 委員会の議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記録する。
- 6 審査申請への問い合わせや受付、審査に係る事務的業務は、本学会事務局が履行する。

(審査)

第7条 審査の実施に関する要項は別に定める。

(活動事項)

第8条 委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。

- (1) 学会員から申請のあった「人を対象とする研究計画」の倫理審査に関すること。
- (2) 審査の判定、および審査結果の報告に関すること。
- (3) 審査結果の異議申し立てへの対応に関すること。
- (4) 研究実施状況の報告、必要に応じて調査、勧告、命令に関すること。
- (5) 人を対象とする生命科学・医学研究に関する倫理指針第16 2(3)に定める倫理審査委員会報告システムへの登録業務に関すること
- (6) その他、公正な研究倫理審査に関し必要なこと。

(秘密保持)

第9条 委員および関係者は、その任期中及び任期終了後においても、審査を行う上で知り得た情報を、法令または裁判所の命令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

- 2 委員および関係者は、委員会を通して知り得た他人の研究に関する事項を自らの研究に利用してはならない。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第11条 規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、2024年7月29日から施行する。

一般社団法人日本看護倫理学会 年次大会運営内規

2021年4月18日施行

2023年10月29日改正

2024年7月28日改正

(目的)

第1条 この内規は、一般社団法人日本看護倫理学会（以下「本学会」とする。）の年次大会運営に関する必要な事項を定める。

(年次大会)

第2条 年次大会とは、一般社団法人日本看護倫理学会が1回/年開催する学術大会をいう。

(大会長)

第3条 年次大会を主催するため、年次大会大会長（以下、「大会長」という）を1名置く。

(大会長の選出)

第4条 大会長は、理事長が推薦し、理事会の承認を受ける。承認後、理事長が委嘱する。

(大会長の職務)

第5条 大会長は、年次大会の開催に係る業務を統括する。年次大会に関わる収支についても、大会長が取りまとめ、理事会に収支決算を報告し、監査を受けるものとする。

2 大会長は、副大会長を選任し、理事会に報告する。

3 大会長に事故がある時は、副大会長が業務を代行する。

(大会長の任期)

第6条 大会長の任期は、委嘱された日から該当する年次大会の収支決算・監査報告が理事会でなされるまでとする。

(準備委員会の設置)

第7条 大会長は、準備委員会（企画委員会等）を設置しなければならない。

2 大会長は、地域や専門性を考慮して、準備委員会委員（企画委員）を適当数選任し、委嘱する。

3 準備委員会委員（企画委員）の任期は、委嘱された日から該当する年次大会の決算・監査報告が理事会でなされるまでとする。

4 準備委員会（企画委員会）は、年次大会のプログラムの企画、立案、運営等を行う。必要に応じて、実行委員会を置くことができる。実行委員会の委員については、企画委員会で協議の上、大会長が委嘱する。実行委員会の委員は、非会員を含んでもよい。

5 準備委員会開催に伴う旅費、会議費については、学会の常設委員会に準じるものとする。

ただし、年次大会終了後の総括報告会については、年次大会の収支ならびに社会通念に照らして合理的な運営ができるものとする。

(予算計画と決算・監査報告)

第8条 年次大会運営に係る予算計画と決算・監査報告は、理事会で承認を受ける。

(助成金)

第9条 年次大会運営資金として、100万円の助成金を受けることができる。

(寄付金、協賛金)

第10条 年次大会開催の趣旨書を作成し、企業からの寄付、広報協力、展示協力等を依頼することができる。

2 企業との利益相反の透明性について情報公開を厳守する。

(参加費)

第11条 参加費は、会員・非会員に限らず参加者は支払うものとする。

2 看護基礎教育課程の学生の参加費は、会員・非会員とは別に定めることができる。

3 参加費に抄録集を含む。

4 参加費は年次大会で検討し、理事会で承認を得る。

(演題発表者の資格)

第12条 演題発表者の資格は、以下の通りとする。

2 発表者は会員に限る。共著者は非会員でも良い。

3 卒業研究の発表者は非会員でも良いが、共著者となる指導教員は学会員であることとする。

(著作権)

第13条 年次大会が編集する年次大会抄録集等に掲載される著作物（以下、著作物）の著作権は、原則として本学会に帰属する。

2 著作権譲渡については、投稿時に登録システム等により著者に明示し許諾を得る。

3 年次大会大会長は、会期終了後、著作物を検索可能なPDFファイル、もしくは冊子体(4冊)のかたちで学会事務局に提出する。

(謝金および旅費)

第14条 謝金とは、年次大会における講演に対して支払われる金銭をいう。旅費とは、年次大会における講演等に対して支払われる住居地から会場までの往復交通費と宿泊費をいう。

2 講演謝金の基準額は、以下の通りとする。

(1) 国内に滞在している講師の場合、基調講演及び教育講演等については1演題当たり原則50,000円/人（税抜き）とする。ただし、複数演者で構成し一人あたりの講演時間が短いシンポジウムやパネルディスカッションについては、原則20,000円/人（税抜き）とする。

(2) 国外に滞在している講師の場合、1講演当たり原則100,000円/人（税抜き）とする。

(3) 著名人等による講演の謝金については、年次大会の収支等を勘案して計画し、あらかじめ理事会で承認を受ける。

3 謝金は、講演終了後、速やかに本人の希望する方法によって支給するものとする。

4 謝金は、必要な源泉徴収を行ったのち、支給するものとする。

5 旅費は、実費分を支給する。

6 国外に滞在している講師の来日のための航空券は、エコノミークラスのPEX運賃（正規割

引運賃)を原則とする。ただし、予約の変更等に伴う経費は年次大会側が負担するものとする。

7 旅費は、速やかに本人の希望する方法によって支給するものとする。

(災害に伴う学会の開催)

第 15 条 災害に伴う学会開催の変更については、理事会で承認を受ける。

(細則)

第 16 条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第 17 条 この内規の改廃は、理事会の決議による。

附則

この内規は、2021 年 4 月 18 日から施行する。

2023 年 10 月 29 日、以下のように改正を行った。

改正前	改正後
(条文なし)	(著作権) 第 13 条 年次大会が編集する年次大会抄録集等に掲載される著作物（以下、著作物）の著作権は、原則として本学会に帰属する。 2 著作権譲渡については、投稿時に登録システム等により著者に明示し許諾を得る。 3 年次大会大会長は、会期終了後、著作物を検索可能な PDF ファイル、もしくは冊子体(4 冊)のかたちで学会事務局に提出する。 改正前第 13 条以下、条番号の繰り下げ

2024 年 7 月 28 日、以下のように改正を行った。

改正前	改正後
(謝金および旅費) 第 14 条 謝金とは、年次大会における講演に対して、 非会員 に支払われる金銭をいう。旅費とは、年次大会における講演等に対して、 非会員 に支払われる住居地から会場までの往復交通費と宿泊費をいう。	(謝金および旅費) 第 14 条 謝金とは、年次大会における講演に対して支払われる金銭をいう。旅費とは、年次大会における講演等に対して支払われる住居地から会場までの往復交通費と宿泊費をいう。

2022 年 5 月 27 日

一般社団法人日本看護倫理学会 謝礼金に関する内規

(目的)

第 1 条 この内規は、一般社団法人日本看護倫理学会（以下「本会」とする。）が主催、共催あるいは企画する学会活動における謝礼金に関する必要な事項を定める。

(対象)

第 2 条 会員への謝礼金は、原則として本会からは支出しないものとする。非会員については、別表に基づき謝礼金を支出することが出来る。

2 会員への謝礼金は原則として支出しないが、活動組織における責任者が必要と認める場合は、理事会の承認を得て取扱うものとする。なお、会員の活動に対して、謝礼金以外の形式で謝意を表す場合は、当該活動による収支ならびに社会通念に照らして行うものとする。

(適用範囲)

第 3 条 この内規の適用範囲は、研修会、講習会等における講演や実技指導、学会誌への原稿執筆、その他、データ入力等の事務作業の場合とする。但し、年次大会については対象外とする。

(補足)

第 4 条 共催などで他組織と合わせざるを得ない場合等の特別な事情により、第 2 条及び第 3 条の規定によることが難しい場合は、活動組織における責任者が、理事会の承認を得て取扱うものとする。

(改廃)

第 5 条 この内規の改廃は、理事会の決議による。

附則

この内規は、2022 年 5 月 27 日から施行する。

別表

区 分	謝金基準	
講演、実技指導等	1 時間超	50,000 円
	1 時間以内	30,000 円
原稿執筆	巻頭言	10,000 円
	特別寄稿	50,000 円

(注 1) 講演、実技指導等は 1 回 (日) あたりの金額を示す。

(注 2) 原稿執筆については、外国人も同額とする。

事務作業(A 案)

区 分	時給基準
教職員等	最低賃金～1,600 円
事務従事者	最低賃金～1,400 円
学生・大学院生	最低賃金～1,200 円

(注 3) 最低賃金は、東京都の時給基準額とする。

事務作業(B 案)

区 分	時給基準
教職員等	1,600 円
事務従事者	1,400 円
学生・大学院生	1,200 円

 参考：2022 年 5 月現在の東京都の最低賃金は、1,041 円である。「働き方改革実行計画」(平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定)において、「年率 3 %程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく」ことが決定された。

一般社団法人日本看護倫理学会 名誉会員規程

2020 年 4 月 1 日施行

2024 年 2 月 4 日改正

第 1 条

定款第 5 条(4)に規定される名誉会員は以下の条件をすべて満たした者とする。

1. 満 70 歳以上
2. 20 年間本学会に正会員として在籍（ただし、2027 年度までは本学会創立から当該年度までの経過年数とする）
3. 本学会の理事長経験者もしくは年次大会長経験者もしくは 2 期以上の理事・監事経験者
4. 本学会の現職の役員、評議員でないこと
5. 本学会ならびに看護倫理学の発展に顕著な貢献をしたと認められる者

第 2 条

名誉会員への就任は、次の手続きにより行われるものとする。

1. 理事は、理事会に対して名誉会員にふさわしい正会員を提案することができる
2. 提案された正会員について理事会が名誉会員への就任が妥当と判断したときには、本人の承諾を得て、理事会が社員総会に推薦する
3. 新たに名誉会員が推薦された場合は、直近の社員総会で承認を受ける。

第 3 条

名誉会員は次の各号の事項が適用されるものとする

1. 年会費の免除
2. 年次大会参加費の免除
3. 評議員選挙権ならびに被選挙権は有しない
4. 上記以外の事項については正会員と同じ扱いとする

附則

2024 年 2 月 4 日

「一般社団法人日本看護倫理学会 名誉会員に関する申し合わせ」を改正し、規程とした。

一般社団法人日本看護倫理学会 後援等に関する内規

2024 年 7 月 28 日施行

(趣旨)

第 1 条 他の学会や研究会その他の学術団体等が主催の研究大会やシンポジウム等のイベントに関して、本学会に対して後援・協賛・共催（以下、後援等）の依頼があった場合の承認の手続きと基準について本内規で定める。

(承認手続き)

第 2 条

1. 後援

後援を依頼する団体は後援依頼の申請書と開催概要を広報委員会に提出する。広報委員会が受付し、理事、副理事長、庶務において承諾の可否を検討し、結果を通知する。主催団体は開催後 3 か月以内に報告書を広報委員会に提出する。申請書と報告書は HP よりダウンロードする。

2. 共催・協賛（以下、共催等）

共催・協賛は本学会も資金援助や人的な協力などが伴うものである。申請者は申請書と開催概要、どのような資金援助や人的協力を伴うのか具体的に記載し広報委員会に提出する。広報委員会が受付し、理事会において承諾の可否を検討する。主催団体は開催後 3 か月以内に報告書と会計報告を広報委員会に提出する。申請書と報告書は HP よりダウンロードする。

(会員への報告)

第 3 条 学会の共催や後援等を行った場合には、ニューズレターもしくは学会ホームページにおいて後援等を行ったイベントについて会員に周知する。

(後援等の承諾の可否の基準)

第 4 条 以下の基準や項目を確認し、総合的に考慮して承諾の可否を判断するものとする。

1. 共通の確認事項（いずれの要件も満たすものであること）

- (1) 主催者や構成員が反社会的勢力・団体にかかわるものではないこと。
- (2) 営利目的のイベントではなく、学術的要素があること。
- (3) 特定の宗教的宣伝や政治団体的な活動の色彩の強いイベントではないこと。

2. 後援にあたっては理事、副理事長、庶務が以下の基準に基づき総合的に判断する。

- (1) 企画趣旨や目的やテーマが本学会の趣旨や目的と関連するものであること。
- (2) 本学会の会員が登壇もしくは企画にかかわるのであるかどうか。
- (3) 過去に後援を承認した実績のある主催者や機関であるかどうか。（初めての場合には、必要に応じて主催者や内容についてネット等で調査や確認を行う）

3. 後援以外の共催等については理事会が以下の基準に基づき総合的に判断する

上記 1. 及び 2. に加え以下の基準についても検討する。

- (1) 本学会員や賛助会員が登壇者や企画者としてかかわるものであるかどうか。

- (2) 主催者が公益法人や一般社団法人等の非営利法人であるかどうか。
- (3) 本学会の発展や会員にとってメリットが期待できるものであるかどうか。

(改正)

第 5 条 この内規の改廃は理事会の決議による。

申請者氏名：
申請者会員番号：
申請者連絡先（メールアドレスまたは電話番号）：
申込日：

下記の行事について、日本看護倫理学会の後援等の承諾を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 申請種別	☐ 後援 ☐ 共催 ☐ 協賛 ☐ 協力 * いずれかに✓を入れてください
2. 主催団体（機関）	 * ホームページ等がある場合は URL もご記入ください
3. 団体代表者氏名/ 肩書/連絡先	氏名： 肩書： 連絡先：
4. 行事のテーマ/タイトル	
5. 実施日時/期間	
6.実施場所/開催形態	☐ 対面 ☐ ウェブ ☐ 対面とウェブのハイブリッド
7. 想定される参加者	例) 学生、一般市民 など
8. 主たる講演者/登壇者/司会進行者（ファシリテーター・モデレーター）	☐ 講演者名・所属・肩書 () ☐ 登壇者名・所属・肩書 () ☐ 司会進行者・所属・肩書 () *該当するものにチェックを入れてご記載ください
9. 予算と使途	* 「共催等」をご希望の場合のみご記載ください。
10. 他の後援・共催等 予定団体	* 他に後援、共催等が予定されている団体がある場合ご記載ください
11. 過去の実績	過去に当学会で同様のイベントの後援等を受けたことが

	☐ 有る ☐ 無い *有りの場合は、その時の情報をご記載ください
--	---

※イベントのプログラムやフライヤーができている場合には添付ください

12. 本学会では、以下を後援等の前提としていますので、以下に確認のチェックをしてください。

- ☐ 主催者や構成員が反社会的勢力・団体にかかわるものではないこと
- ☐ 営利目的のイベントではなく、学術的要素があること
- ☐ 特定の宗教的宣伝や政治団体的な活動の色彩の強いイベントではないこと

西暦 年 月 日

(宛先) 一般社団法人 日本看護倫理学会 理事長

主催者等名：

代表者職名：

代表者氏名：

日本看護倫理学会 後援等に係る事業実施報告書の提出について

年 月 日付で許可された学会名義等の使用について、この度、当該許可に係る行事が無事終了しましたので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 行事等の名称及び主催者
- 2 行事等の期間（日時）及び場所（ウェブ開催の場合には、ZOOM ウェビナー等）
- 3 開催規模（参加者数やアクセス件数）
- 4 使用した名義：後援など
- 5 名義を使用した場合、その使用期間及び使用方法
- 6 共催の場合は会計報告

【留意事項】※本留意事項は報告提出時の添付は不要

○記入要領及び添付すべき書類

1 記入要領

- (1) 「主催者等名」の押印に当たっては、原則主催者等の役職（代表者）印を押印すること。
- (2) 「開催規模」の欄には、ウェブアクセス件数、参加人数や参加者の内訳（会員・非会員数など）を可能な限り詳細に記入すること。
- (3) 「使用した名義」の欄には、後援、共催、協賛、協力等の使用した学会の名義の種類を記入すること。
- (4) 「名義を使用した場合、その使用期間及び使用方法」の欄には、行事等の開催期間中に加え、新聞、ポスター等による広告を行うなどにより、本学会の名義を使用した期間及び使用媒体を記入すること。

ただし、行事等の開催後に、開催状況の報告を新聞紙上等に掲載したような場合、その期間は含めないものとする。

2 添付すべき書類

- ・実施要領その他の行事等の概要に関する書類等（申請の際に提出していれば不要です）
- ・後援以外で費用負担等が発生する場合には行事等の全体の収支決算書

一般社団法人日本看護倫理学会における声明等の取り扱い (理事会申し合わせ事項)

2024年9月7日

1 日本看護倫理学会が発表する声明、提言、要請及び要望（以下「声明等」という。）の定義は、次のとおりとする。

- ・声明：日本看護倫理学会がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を公に発表すること。
- ・提言：日本看護倫理学会がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見を関係機関等に提出すること。
- ・要請：日本看護倫理学会がその目的を遂行するために特に必要と考えられる個別事項について、実現するように関係機関等に願い出ること。
- ・要望：日本看護倫理学会がその目的を遂行するために特に必要と考えられる個別事項について、実現するように期待すること。

2 声明等の発表者名、承認等は、次のとおりとする。

① 声明

- ・学会名（会員の総意をとりまとめて声明とする場合）：総会で決議（理事会で承認後、総会に諮る前に会員の意見を聴取。）
- ・学会名（他の学協会との共同声明等のため緊急に発表する必要がある場合）：理事会で承認（理事又は理事長が案文を作成或いは確認後、全理事に照会。）
- ・理事長名（緊急に声明を発表する必要がある場合）：理事会で承認（理事又は理事長が案文を作成後、全理事に照会。）

② 提言

- ・理事長名：理事会で承認（理事又は理事長が案文作成後、全理事に照会。）

③ 要請・要望

- ・理事長名：理事会で承認（理事又は理事長が案文作成後、全理事に照会。ただし、緊急な案件は全理事への事前の照会による了解と理事会での事後報告をもって代えることができる。）

3 声明等の発表の基準は、次のとおりとする。

- ・日本看護倫理学会の活動に密接不可分な活動等に関連する事案。
- ・声明等の共同発表の呼びかけ、要請又は要望の発表について依頼があった機関等のこれまで及び今後の活動等において、看護倫理学との密接な関連性が認められる場合。

4 声明等の取り扱いについて、この申し合わせにない事態が生じた際の対応については、その都度理事会において協議するものとする。

2024 年 4 月 20 日

一般社団法人日本看護倫理学会
電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第 7 条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するため、一般社団法人日本看護倫理学会において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(訂正削除の原則禁止)

第 2 条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第 3 条 業務処理上やむを得ない理由(正当な理由がある場合に限る)によって保存する取引関係情報を訂正又は削除する場合は、「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、当該取引関係情報の保存期間に合わせて保存することをもって当該取引情報の訂正及び削除を行う。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(付則)

この規程は、2024 年 4 月 20 日から施行する。

一般社団法人日本看護倫理学会 プライバシーポリシー

2022年12月13日制定
2024年9月7日改正

一般社団法人日本看護倫理学会
理事長

■基本方針

一般社団法人日本看護倫理学会（以下、「当学会」といいます。）は、個人情報の取扱いに対する重要性を認識し、関連法令を遵守するとともに、厳重な管理体制のもとで皆さまの個人情報の保護を行います。

■個人情報の定義

このプライバシーポリシーにおいて「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める情報をいいます。

■個人情報の収集

当学会は、看護倫理の知の体系化を図り、看護倫理に関心をもつ実践者・研究者・教育者等の交流に努め、看護倫理に関する提言を行うことを目的としています。当学会はこの目的に沿って会員・非会員問わず、当学会が行う各種事業の利用者、ホームページの利用者、および当学会の事業に関わる審査ならびに業務委託の関係者から必要な個人情報を必要な範囲で収集します。

■個人情報の利用目的

当学会は、ご提供いただいた個人情報を、以下の目的の範囲内で利用します。また、ご提供いただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法律を遵守して管理・運用して参ります。

1. 本人確認、各種申込に関するサービスの提供、会費等の請求、提供するサービスの条件変更・停止・中止・契約解除の通知
2. 学会誌、NEWSLETTER、社員総会通知、選挙投票案内等の発送
3. 理事会・委員会等当学会の運営に関わる相互連絡ならびに委員会組織、査読委員組織等の構築
4. 当学会および関連団体等で実施する各種サービスおよびイベントに関する情報提供
5. 問い合わせへの回答
6. 当学会が実施する調査等

ただし、次のいずれかの場合には上記利用目的以外に個人情報を利用し、または開示提供することがあります。

1. 法令に基づく場合
2. ご本人の同意がある場合
3. 事業目的の達成のために、年次大会の委託業者や郵便物の発送業者等に対して業務遂行上必要な個人データを提供する場合

■個人情報の管理

当学会は、利用者から提供いただいた個人情報を適切かつ慎重に管理し、その漏洩、誤用、改ざん、不正アクセスなどの危険については、必要かつ適切なレベルの安全対策を実施し、個人情報の保護に努めます。

また、当学会は、前掲の業務委託先に委託した際には、必ず秘密保持条項等を含む契約を締結するものとします。その際には、業務委託先の選定にあたり一定の基準を設けて審査を行うとともに、業務委託先に対して適切な管理・監督を行います。

ただし、ご本人自らが開示もしくは、既に公開されている個人情報については、当学会の管理の対象外とします。

また、ご本人と連絡が取れない等のやむを得ない事由の際には、当学会は個人情報の利用を停止するとともに、当該個人情報のすべてを抹消する場合があります。

■個人情報の開示請求

当学会の管理している個人情報については、会員はマイページで随時閲覧可能です。会員以外の方におかれましてはご本人から自己に関する個人情報の開示の請求があったときは、速やかに開示いたします。その際の開示請求は書面にて行うものとします。

■個人情報の訂正等請求

当学会が保有する個人情報の内容が事実でないときは、会員はマイページで随時変更可能です。会員以外の方におかれましてはご本人からの請求により、速やかに情報の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」といいます。）を行います。その際の訂正等の請求は書面にて行うものとします。

■当学会ウェブサイトにおける個人情報の取り扱い

ウェブサイトからの問い合わせに際して個人情報をご提供いただいておりますが、前項に示した通り、ご照会のやりとりが終了した時点で個人情報は抹消させていただきます。ただし、ご指摘内容等につきましては、今後の当学会のサービス向上のために個人が特定できないかたちで保存させていただく場合があります。

また、ウェブサイト閲覧時にサーバーと利用者のブラウザの間で送受信されるクッキー(Cookie)情報につきましては、当サイトにおいては原則としてファーストパーティCookieのみを発行しています。これは、ログイン情報(ID,PW)を端末側のブラウザに保存することで、主としてサイトユーザの利便性を目的に設定されているものです。Cookieはブラウザの設定で拒否したり削除したりすることが可能です。

■イベント等における個人情報の扱い

当学会が実施するイベント等において当学会・プレス等が写真撮影およびビデオ撮影等を行う場合があります。これらは当学会のウェブサイト等で公開されることがあります。

特に、主要な講演者や受賞者はその可能性が高いことをご承知願います。

■プライバシーポリシーの改訂について

当学会は、合理的な範囲でプライバシーポリシーを改訂することがあります。当学会の収集した個人情報に対しては、常に最新のプライバシーポリシーが適用されます。改訂後のプライバシーポリシーは、理事会決定後速やかに当学会のウェブサイトでご案内します。

■個人情報の取り扱いに関する問い合わせ先

当学会における個人情報の取り扱いに関する苦情・ご質問や開示・訂正等の請求については、下記までご連絡下さい。

〒162-0801

東京都新宿区山吹町358-5 アカデミーセンター

株式会社国際文献社内

(一社)日本看護倫理学会事務局

E-mail : jnea-post@as.bunken.co.jp